

諫早市学校薬剤師部会 基本ルール

- 学校薬剤師は、教育委員会などの学校設置者が任命又は委嘱します。大学以外の学校には学校薬剤師をおくことが定められていますので、欠員を防ぐために随時募集しています。希望される先生はいつでも諫早市学校薬剤師部会（諫早市薬剤師会）へ連絡ください。
基本的に年度内の退任はご遠慮ください。
やむを得ない事情で退任を希望する場合は、代わりに担当してくださる先生を推薦してください。
また、当会事務所へ必ずご連絡をお願いします。
- 諫早市薬剤師会ホームページや MCS に大切なお知らせを掲載していますので確認してください。
（文科省や厚労省からの通知等。）
- 学校環境衛生、学校保健維持のための検査・指導助言以外にも、学校保健委員会への参画や薬物乱用防止教室、学校等からの質問に対する対応なども責任を持って行ってください。薬物乱用防止教室等の講習会の講師依頼が、仕事の都合などでどうしても調整がつかない時は、引き受けられないことを学校側へお伝えしたうえで早めに諫早市学校薬剤師部会へ連絡ください。代わりに行ける先生をできるだけ検討します。
- 年会費について
徴収金額 6,400 円
（県学薬部会費 4,000 円 市学薬部会費 2,000 円 市学校保健会会費 400 円。非会員は 12,000 円）
4 月 1 日現在学校薬剤師として担当がある先生からは全額徴収。
年度途中で退任しても返金はなし。
学校（幼稚園、こども園含む）の追加の場合は追加徴収なし。
年度途中で新たに学校薬剤師になられた先生からは県と市の学薬部会費 6,000 円徴収（時期問わず減額なし。非会員は、市学校保健会会費以外満額（11,600 円）徴収）。
- 幼稚園、認定こども園等からの個別相談は、学校薬剤師の設置状況把握を行い、衛生検査実施、機器の貸出しなどを円滑に行うためのために学薬部会（市薬剤師会）へ連絡をください。その後、通常の募集を行い、希望者がいない場合は相談された先生が担当する形とします。先方との契約は、学薬部会の方針に則り進めていきます。